

事務連絡
令和2年5月1日

都道府県
各指定都市 介護保険担当部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設等における感染拡大防止のための衛生・防護用品の
使用状況の把握について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に対する対応に多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、高齢者施設等においても、新型コロナウイルスに感染する事例が散見されております。高齢者施設等において感染した場合については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）においてお示ししているとおり、原則入院することとなりますが、一方で、濃厚接触者等に対するケアについては、使い捨て手袋やマスク、ゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等の適切な衛生・防護用品が必要となります。

感染者が発生した際の衛生・防護用品については、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品の備蓄と社会福祉施設等に対する供給について」（令和2年4月7日付け厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡）でお示ししているとおり、衛生部局と民生主管部局が連携し、感染が発生している施設等に対し、すみやかに物資を放出することが重要です。

こうした点を踏まえ、感染が発生した際の衛生・防護用品の使用状況等について調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

つきましては、令和2年4月25日（土）から5月1日（金）までの間に感染が発生した貴都道府県管内の高齢者施設等への物資の供給状況について、令和2年5月11日（月）17:00までに、下記Eメールアドレス宛まで別添調査票を電子媒体でご提出ください。

大変お手数をおかけしますが、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【担当】

厚生労働省老健局高齢者支援課 企画法令係

E-mail : tokuyou-kijun@mhlw.go.jp

電話 : 03-3595-2888